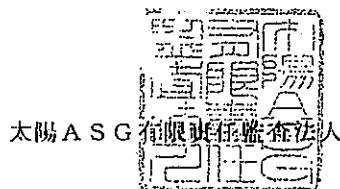


独立監査人の監査報告書

平成 23 年 6 月 10 日

社会福祉法人全国社会福祉協議会

会長 斎藤十朗 殿



指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

鎌木 敦夫



指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

脚立地 勲



指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

高橋 秀章



当監査法人は、以下に掲げる社会福祉法人全国社会福祉協議会の平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの平成 22 年会計年度の計算書類について監査を行った。この計算書類の作成責任は理事者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。

(監査の対象とした計算書類)

- ・ 総合計算書（一般会計、公益事業特別会計、収益事業特別会計、種別協議会等特別会計及びその他の特別会計の 5 会計単位を総合した総合資金収支計算書、総合事業活動収支計算書及び総合貸借対照表）
- ・ 合計計算書（種別協議会等特別会計を除く 4 会計単位を合計した合計資金収支計算書、合計事業活動収支計算書及び合計貸借対照表）
- ・ 会計単位別の計算書（資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表）

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

上記計算書類は、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計及び企業会計の基準に準拠して、社会福祉法人全国社会福祉協議会の平成 22 年会計年度末日現在の財政状態並びに同会計年度の資金収支及び事業活動の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

社会福祉法人全国社会福祉協議会と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上